



各 位

平成21年5月11日

会 社 名 株式会社メガチップス
代 表 者 名 代表取締役社長 鶴飼幸弘
(コード番号 6875 東証第一部)
問 い 合 せ 先 取 締 役 ・ 執 行 役 員
財 務 経 理 統 括 室 長 藤井理之
(TEL 06-6399-2884)

剰余金の配当の決定、ならびに今後の配当方針の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、これまで公表しておりました配当方針に基づき、平成21年3月31日を基準日とする剰余金の配当を行なうことを、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 配当の内容

	決定額 (平成21年3月期)	直近の配当予想 (平成21年1月30日公表)	前期実績 (平成20年3月期)
基準日	平成21年3月31日	同左	平成20年3月31日
1株あたり配当金	33円00銭	未定	32円00銭
配当金の総額	799百万円	—	782百万円
効力発生日	平成21年6月3日	—	平成20年6月4日
配当原資	利益剰余金	—	利益剰余金

2. 理由

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要施策として位置づけており、財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実を考慮して、剰余金の配当を行ってまいりました。

具体的な配当方針につきましては、連結業績と財政状態を考慮して、連結当期純利益の30%程度を配当金総額とする一株当たりの金額と、一株当たり10円のいずれか高い方の金額を配当可能額の範囲内で実施することとしております。また、自己株式の株式市場からの買付けにつきましても、株主の皆様への有効な還元策のひとつと認識しており、市場における株価の動向や資金の状況等を勘案しながら、機動的に対応する考えであります。

この方針により、当期（平成21年3月期）の剰余金の配当につきましては、普通配当として1株当たり年間33円の配当を実施させていただくことを決定いたしました。なお、前期（平成20年3月期）につきましては、1株当たり普通配当23円と特別配当9円の、併せて年間32円の配当を実施いたしました。また、当期（平成21年3月期）の資本市場からの自己株式の取得につきましては、取得した株数が237,200株、取得した総額が2億9千9百万円であり、これを平成20年6月30日付で消却いたしました。

(参考) 年間配当の内訳

基準日	1株当たり配当金 (円)				
	第1 四半期末	第2 四半期末	第3 四半期末	期末	年間
当期実績 (平成21年3月期)	—	—	—	33.00 (うち普通配当33.00)	33.00 (うち普通配当33.00)
前期実績 (平成20年3月期)	—	—	—	32.00 (うち普通配当23.00) (うち特別配当 9.00)	32.00 (うち普通配当23.00) (うち特別配当 9.00)

3. 今後の日程

平成21年6月2日 株主総会招集ご通知・提供書面・参考書類とともに配当金に関する書類を発送
平成21年6月3日 配当金の支払い開始

4. 利益配分に関する基本方針の変更

本日開催の取締役会におきまして、配当方針を以下のとおり変更し次期（平成22年3月期）の配当より適用することを決定いたしました。

当社経営陣は、株主の皆様への適切な利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、業績に応じた利益還元に努めております。その基本方針は次のとおりであります。

- ① 企業価値の持続的な向上を目指し、研究開発型ハイテク・ファブレス企業として、革新的な新技術の創出のための基礎研究や独創的な製品の開発のための投資、適正な事業ポートフォリオの実現を加速するための投資、人材への投資など、中長期の成長に向けた投資を行うため、また、経営環境の変化にも耐えうる健全な財務体質を維持するため、必要な内部留保を確保いたします。
- ② 剰余金の配当につきましては、配当性向30%程度、または連結純資産配当率（DOE）2%程度の、いずれか高い方を基本として、連結業績、財務状況、投資計画等を考慮し決定いたします。（ただし、決算上の特殊要因がある場合は、十分考慮の上、加減算することもあります。）具体的には、次の「イ」または「ロ」のいずれか高い方を、1株当たりの年間配当金として決定いたします。
 - イ. 連結当期純利益の30%程度に相当する額を配当金総額とし、これを期末時点で保有する自己株式数を差し引いた期末発行済株式数で除した金額
 - ロ. 連結純資産配当率（DOE）2%程度に相当する額を配当金総額とし、これを期末時点で保有する自己株式数を差し引いた期末発行済株式数で除した金額
- ③ 資本効率向上のため、市場の状況、株価動向、財務状況等を勘案し、機動的に自己株式を取得し、株主の皆様へ還元するよう努めてまいります。

この基本方針に基づき次のように配当を決定いたします。

- ① 配当の決定は、平成18年6月23日開催の第16期定時株主総会においてご承認いただきました定款により、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除いて、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により実施いたします。
- ② 配当は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載・記録された株主様または登録株式質権者様に対し、年1回行います。ただし、会社法ならびに定款の規定に従い、取締役会決議を行なって、別に基準日を定め、配当を行うことがあります。

以上